

「業務委託契約締結時の署名機能（IT 専門家向け）」追加のご案内

中小企業と IT 専門家の二者間で合意し、事務局審査 OK となった支援計画について、IT 専門家が契約締結を行う際、準委任規約に記載される署名を確認する機能が追加されました。

本事業では、IT 専門家は基本的には個人名で中小企業と契約をすることとしておりましたが、この機能により、SME パートナー所属もしくは一人会社の IT 専門家については、法人名+IT 専門家氏名の形で署名することができます。

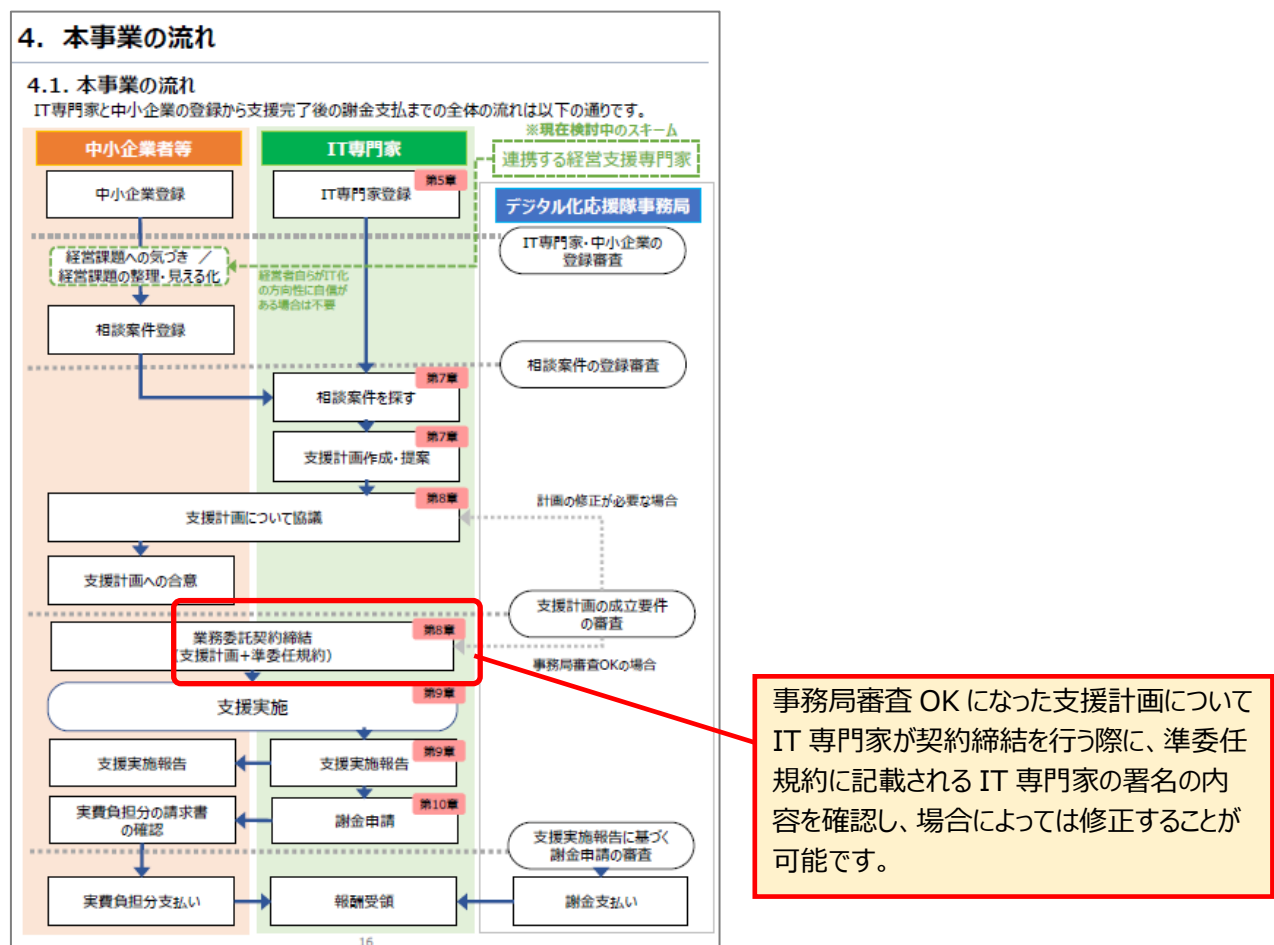
※契約時には、所在地+契約者が必要となりますが、本システムでは住所、法人名、IT 専門家個人名が自動で反映されますので、必要に応じてご修正をお願いします。

なお既に契約締結済の契約のうち、SME サポーター所属および一人会社の IT 専門家が締結した契約については、署名欄に法人名が追記されています。

中小企業デジタル化応援隊利用についての手引書 ~Meetup 利用版~<IT 専門家向け>

https://digitalization-support.jp/documents/handbook_supporter.pdf

IT 専門家向け手引書「4. 本事業の流れ」



<次頁に続く>

本機能に関する具体的な内容については、IT 専門家向け手引書の下記ページをご参照ください。

8. 中小企業との合意と業務委託契約の締結

8.4. 事務局による審査と業務委託契約の締結

- 中小企業が合意した支援計画について、事務局にて審査を行います。

8.4.1 事務局審査OKの場合

- 支援計画について、事務局が審査を行った結果、支援の開始要件を満たしている場合、事務局より「支援計画審査完了メール」が中小企業とIT専門家に送信されます。
- 「支援計画審査完了メール」受領後に該当する支援計画を確認し、支援計画詳細画面の下部の「契約締結する」をクリックして、業務委託契約の締結を承諾してください。
- 中小企業、IT専門家の双方で「契約締結する」ボタンが押されたタイミングで業務委託締結となり、事務局から中小企業とIT専門家に「業務委託契約締結メール」が送信され、支援開始が可能となります。

支援計画ID	提案内容	IT専門家	中小企業	相談案件	提案日時	修正日時	契約締結日時	ステータス	操作
S0000048	[テストA-1]テレワーク導入に関するコンサルティング		C0000079 株式会社ア トランド	H00001310 [テストA-1]テレワーク導入について相談したい	2020/10/13 2 3:19	2020/10/14 1 8:42	IT専門家: -- 中小企業: OK	事務局審査OK	Q 詳細を見る
S0000026	[テストA-5]テレワーク導入に関するコンサルティング		C0000093 信産産業株式 会社	H00001185 [テスト]テレワーク導入について相談したい	2020/10/14 2 2:01	2020/10/15 0 9:27	IT専門家: -- 中小企業: --	合意	Q 詳細を見る

支援計画ID: S00000116
[IT専門家ID: I00000086]

支援先法人番号	1234567890124 デモビーカブシキカイシャ
対応状況	事務局審査OK
添付資料	なし

支援ステップ | 旅費 | 契約詳細 | 条件詳細

条件詳細 | 一覧に戻る | 契約締結する | 契約放棄する | 詳細を確認する

(「契約締結」についての操作は次頁に続く)

< 次頁に続く >

8. 中小企業との合意と業務委託契約の締結

8.4.1 事務局審査OKの場合（次頁からの続き）

支援計画詳細

支援計画ID: S00000116
[IT専門家ID:100000086]

支援先法人番号	1234567890124 デモビーカブシキカイシャ
対応状況	事務局審査OK
添付資料	なし

支援ステップ 旅費 契約詳細 条件詳細

条件詳細 一覧に戻る 契約締結する 契約破棄する 詳細を確認する

契約締結する

契約締結を行います。署名の内容を確認し、「契約締結する」ボタンを押してください。

署名* 福島県会津若松市1-3 SME株式会社 専門姓3 専門名3

契約締結する

『支援計画詳細画面> 契約詳細タブの下方の準委任規約』

準委任規約

第1条（本契約の目的）
1. 本契約は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という）の施策であり、アデコ株式会社（以下「事務局」という）が事務局として実施する「中小企業デジ

第22条（準拠法・合意管轄）
1. 本契約の準拠法は日本法とし、これに従って解釈される。
2. 本契約又はこれらに関連する紛争については、訴訟に応じ、被告となる者の所在地を管轄する地方裁判所又は地方簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第23条（協議事項）
本契約に定めのない事項又はこれらの解釈に関する疑義については、甲及び乙双方が誠意をもって協議して解決する。
以上、甲乙双方で合意する。
2021年01月08日
甲) 東京都1-1 株式会社テストコーポレーション1 代表氏1 代表名1
乙) 福島県会津若松市1-3 SME株式会社 専門姓3 専門名3

支援計画詳細画面の契約詳細タブの下方に表示される準委任規約の文末の署名欄に記載されます。